

地方独立行政法人北海道立総合研究機構内部通報及び外部通報制度に関する要綱

第1 目的

この要綱は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）において、職員等からの組織的又は個人的な法令違反等に関する通報の適切な処理の仕組みを定めることにより、不正行為の未然防止などを図り、公正な職務執行を確保することを目的とする。

第2 職員等の範囲

この要綱において、「職員等」とは、内部者（道総研に常時勤務する役職員（非常勤職員を含む））及び外部者（内部者以外の者）をいう。

第3 対象とする通報

内部通報及び外部通報（以下「通報」という。）は、職務上の行為が法令等に違反している事実が生じ又はまさに生じようとしている旨の通報を対象とする。

第4 通報の受付

- 1 通報を受け付ける窓口は、経営管理部とする。
- 2 通報は、その後の調査等を的確に行うため、通報を行う者（以下「通報者」という。）の所属・氏名（道総研の所属を含む）を明らかにして、経営管理部長に対して書面（別記第1号様式）、ファクシミリ、電子メール、電話または面会により行うものとする。
- 3 匿名による通報については、経営管理部長と協議の上、これを顕名の通報に準じて受け付けることができる。

第5 通報に対する対応

- 1 経営管理部長は、通報の内容を確認の上、通報のあった日から20日以内に通報を行った通報者に調査開始の有無について通知するものとする。
- 2 経営管理部長は、重要又は異例な通報及び管理職員に係る通報について調査開始を決定した場合は、経営管理担当理事及び監事に報告するものとする。
- 3 経営管理担当理事は、上記2による通報について、必要があると認めるときは、経営管理部長に別途委員会を設置するなど対応措置の検討を指示し、又は改善その他の措置を講じるよう指示するものとする。
- 4 経営管理部長は、調査の結果、必要があると認めるときは、関係部署と協議の上、該当する所属長に対して、必要な措置を講じるよう指示するものとし、当該所属長は講じた措置等を経営管理部長に報告する。
- 5 経営管理部長は、当該所属長の講じた措置等について、通報者に通知するとともに経営管理担当理事に報告する。
なお、調査の結果、通報の対象となる事実が確認できなかった場合も同様とする。
- 6 通報に対応する職員は、職務を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も同様とする。

- 7 この要綱に定める事務に従事する者は、自らが関係する通報処理に関与してはならない。

第6 調査委員会の設置

- 1 経営管理部長は、第5の3により必要があると認める場合、調査委員会を設置する。
- 2 調査委員会は、経営管理担当理事、研究戦略担当理事、研究事業担当理事、経営管理部長、研究戦略部長、研究事業部長、経営管理部副部長（総括を所掌する者に限る）によって構成する。
- 3 委員自らが関係する通報である場合は、委員会の構成員としないこととする。
- 4 調査委員会の委員長は、経営管理担当理事とする。ただし、自らが関係する通報である場合は、理事長が別の調査委員を委員長に指名する。

第7 通報者の保護等

- 1 通報者は、通報を行ったことによって、いかなる不利益な取扱いも受けることはない。
- 2 通報に係る文書・メール及び通報者に関する情報は非公開とする。
- 3 職員は、通報者を特定するための調査及び通報者に対するひぼう、中傷等を行ってはならない。
- 4 通報の対象となった所属の職員及び関係する職員は、必要な調査に対し協力しなければならない。
- 5 次の各号に掲げる事案については、当該規程等の定めるところにより対処するものとする。また、この要綱に定める調査、是正措置等に関し、他の規程等に別段の定めがある場合は、当該規定の適用を優先することができるものとする。
 - (1) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構ハラスメントの防止等に関する基本指針
 - (2) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構における研究不正行為に関する規程

第8 その他

その他、通報制度に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月10日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

別記第1号様式（第4の2関係）

年 月 日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構
経営管理部長 様

通報者

所 属（内部者の場合）

住 所（外部者の場合）

氏 名

連絡先（電話番号又はメールアドレス）

通 報 書

「地方独立行政法人北海道立総合研究機構内部通報及び外部通報制度に関する要綱」第4の2の規定に基づき、次のとおり通報します。

1 法令等違反の疑いのある事案の内容

2. その他参考となる事項（記述は任意）
（証拠となりうる資料等があれば、添付してください）

（ 受付担当者記入欄
受 付 日： 年 月 日
受付担当者： ）